

岩手県監査委員告示第30号

行政監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第12号）により公表した行政監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月10日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査テーマ

「遊休財産の有効活用又は処分の方針について」

2 監査委員告示

平成23年3月8日付け岩手県監査委員告示第12号

3 岩手県医療局長からの措置結果通知の受理日

平成25年3月21日

4 措置結果の内容

(1) 監査意見

ア 個別の遊休財産について

(ア) 有効活用又は処分の方針がない等の庁舎

遊休となっているが有効活用又は処分の方針が作成されていない庁舎及び方針は作成されているが実行されていない庁舎は、次のとおりであった。

庁舎名（分掌機関、整理番号）	遊休となった年度	方針の有無
旧花巻厚生病院（医療局1）	平成21年度	検討中
旧磐井病院（医療局2）	平成18年度	有（予定：平成22年度に取壊し。一関市と跡地利用協定済）
旧北上病院（医療局3）	平成21年度	検討中
旧南光病院（医療局4）	平成18年度	

遊休状態の長期継続を防ぐためには、将来の方向性の指針が必要である。

そこで、これらの遊休財産については、有効活用又は処分の方針の作成と実行に努められたい。

(イ) 過去5年間入居者がいないにも関わらず有効活用又は処分の方針がない等の公舎

平成18年度から平成22年度までの5年間、入居者がいないが有効活用又は処分の方針が作成されていない公舎及び方針は作成されているが実行されていない公舎は、次のとおりであった。

庁舎名（分掌機関、整理番号）	方針の有無
一般公舎25号（中央病院3）	有（手続中：医療局本庁で入札による売却）
共同住宅26号（中央病院4）	
共同住宅27号（中央病院4）	
共同住宅28号（中央病院4）	
14号（宮古病院1）	有（医師用公舎として確保）
21号（宮古病院2）	
22号（宮古病院3）	

26号（宮古病院4）	
29号（宮古病院5）	
一般公舎21号（胆沢病院1）	有（手続中：医療局本庁で入札による売却）
合同公舎（旧北上病院）（中部病院1）	検討中
合同公舎（旧花巻厚生病院）（中部病院2）	
花巻13号公舎（中部病院8）	有（手続中：医療局本庁で入札による売却）
花巻14号公舎（中部病院9）	
花巻15号公舎（中部病院10）	
副院長公舎（遠野病院2）	有（手続中：医療局本庁で入札による売却）
医師公舎（遠野病院3）	
4号公舎（南光病院3）	有（手続中：医療局本庁で入札による売却）
5号公舎（南光病院4）	
7号公舎（南光病院6）	有（予定：平成22年度に医療局本庁で一関市に譲渡）
8号公舎（南光病院7）	
野田地区合同公舎（釜石病院1）	有（手続中：医療局本庁で入札による売却）
第7号公舎（江刺病院2）	検討中
第11号公舎（江刺病院4）	有（医療局本庁で帳簿価格に対し鑑定評価額が著しく低いため売却保留）
公舎（沼宮内病院1）	検討中
医師宿舎（軽米病院1）	有（医師用公舎として確保）
一般公舎第1号（一戸病院1）	有（手続中：医療局本庁で入札による売却）
一般公舎第2号（一戸病院2）	
一般公舎第4号（一戸病院3）	
一般公舎第5号（一戸病院4）	
一般公舎北第1号（一戸病院5）	検討中

これらの公舎が過去5年間にわたり入居者がいないということは、特定の年度における特殊事情のためではなく、通勤可能範囲の拡大、民間賃貸住宅の充実、公舎の老朽化等の環境変化のためであると考えられる。

そこで、それらの構造的な原因について分析した上で、それを踏まえた有効活用又は処分の方針の作成と実行に努められたい。

また、売却するという方針は作成済だが実行されていなかった公舎については、売却できないまま長期間経過すると建物の老朽化による不測の事故、建物内への不法投棄、維持管理費の追加支出等、新たな問題が発生するおそれが増加することから、早期の売却についてより一層努められたい。

さらに、財産の取得財源として国庫補助金が導入されていること、鑑定評価額が帳簿価格を下回ること等の事情があり対応保留とされていたものについても、遊休状態が続くことは上記のような新たな問題が発生するおそれが増加することから、可能な対応策の継続的な検討についてより一層努められたい。

(ウ) 借地上にあって賃借料が支出されている庁舎及び公舎

借地上にあり、遊休となっているにもかかわらず賃借料が支出されている庁舎及び公舎は、次のとおりであった。

庁舎、公舎名（分掌機関、整理番号）	遊休となった年度	賃借料年額	方針の有無
一般公舎23号（大船渡病院2）	平成22年度から入居者なし	258,000円	有（世帯用公舎として入居者募集）

一般公舎27号（大船渡病院3）＊	平成20年度から入居者なし	328,800円	有（予定：平成22年度に取り壊し借地を返還）
一般公舎28号（大船渡病院4）＊			
住田院長公舎（大船渡病院5）		226,403円	検討中
西町合同公舎（胆沢病院2）	過去5年間入居率50パーセント以下	1,548,996円	検討中
大迫合同公舎（遠野病院4）	過去5年間入居率50パーセント以下	276,261円	有（単身赴任者、独身者用に確保。並行して譲渡等について花巻市と協議中）
9号公舎（南光病院8）	平成20年度から入居者なし	1,026,624円	有（予定：平成22年度に取り壊し借地を返還）
10号公舎（南光病院9）	平成22年度から入居者なし		
15号公舎（千厩病院1）＊	平成19年度から入居者なし	168,000円	有（予定：平成22年度に取り壊し借地を返還）
大明神合同宿舎（大東病院1）	平成21年度から入居率50パーセント以下	306,000円	無
合同公舎（大槌病院7）	平成22年度から入居率50パーセント以下	973,183円	無

備考 「＊」を付したものは、監査基準日時点では売却又は取壊し予定であったが、本報告書作成時点では売却又は取壊し済である。

これらの中には、平成22年度中に借地を返還する方針を作成済の遊休財産がある一方、いまだに方針が定められていない遊休財産も見受けられた。

そこで、これらの遊休財産については、速やかに有効活用又は処分の方針を作成して実行し、遊休のまま賃借料の支出が続く状態の早急な解消に努められたい。

(エ) 維持管理費が支出されている庁舎及び公舎

遊休となっているが平成22年度予算において維持管理費が計上されている庁舎及び公舎は、次のとおりであった。

庁舎、公舎名（分掌機関、整理番号）	遊休となった年度	平成22年度維持管理費予算	方針の有無
旧花巻厚生病院（医療局1）	平成21年度	1,372,350円	検討中
旧磐井病院（医療局2）	平成18年度	985,425円	有（予定：平成22年度に取壊し。一関市と跡地利用協定済）
旧北上病院（医療局3）	平成21年度	1,372,350円	検討中
旧南光病院（医療局4）	平成18年度	985,425円	
上ノ橋医師宿舎（中央病院1）	平成19年度から入居者なし	1,040円	有（入居者募集）
清流荘（中央病院2）	過去5年間入居率50パーセント以下	327,400円	検討中
一般公舎25号（中央病院3）	過去5年間入居者	27,562円	有（手続中：医療局本庁で入札に

共同住宅26号（中央病院4）	なし		よる売却)	
共同住宅27号（中央病院4）		27,562円		
共同住宅28号（中央病院4）				
一般公舎38号（中央病院5）	平成21年度から入居者なし	27,562円	検討中	
一般公舎40号（中央病院6）	居者なし	27,562円		
一般公舎21号（胆沢病院1）	過去5年間入居者なし	5,000円	有（手続中：医療局本庁で入札による売却）	
合同公舎（旧北上病院）（中部病院1）	過去5年間入居者なし	1,372,350円 （旧北上病院本体の維持管理費に含む。）	検討中	
合同公舎（旧花巻厚生病院）（中部病院2）	なし	1,372,350円 （旧花巻厚生病院本体の維持管理費に含む。）		
北上11号公舎（中部病院3）	平成19年度から入居者なし	10,000円	有（手続中：医療局本庁で入札による売却）	
北上12号公舎（中部病院4）	平成22年度から入居者なし	10,000円		
北上13号公舎（中部病院5）	平成21年度から入居者なし	10,000円		
花巻4号公舎（中部病院6）	居者なし	5,000円		
花巻8号公舎（中部病院7）	平成19年度から入居者なし	5,000円		
花巻13号公舎（中部病院8）	過去5年間入居者なし	10,000円		
花巻14号公舎（中部病院9）	なし	10,000円		
花巻15号公舎（中部病院10）	なし	10,000円		
2号公舎（南光病院2）	平成21年度から入居者なし	45,000円		有（今後も使用）
4号公舎（南光病院3）	過去5年間入居者なし		有（手続中：医療局本庁で入札による売却）	
5号公舎（南光病院4）	なし		有（予定：平成22年度に医療局本庁で一関市に譲渡）	
6号公舎（南光病院5）	平成20年度から入居者なし			
7号公舎（南光病院6）＊	過去5年間入居者なし			
8号公舎（南光病院7）＊	なし		有（予定：平成22年度に取り壊し借地を返還）	
9号公舎（南光病院8）＊	平成20年度から入居者なし			
10号公舎（南光病院9）＊	平成22年度から入居者なし			
第11号公舎（江刺病院4）	過去5年間入居者なし		32,788円	有（帳簿価格に対し鑑定評価額が著しく低いため医療局本庁で売却

			保留)
大明神合同宿舎（大東病院1）	平成21年度から入居率50パーセント以下	21,840円	無
一般公舎第1号（一戸病院1）	過去5年間入居者なし	1,600円	有（手続中：医療局本庁で入札による売却）
一般公舎第2号（一戸病院2）		1,600円	
一般公舎第4号（一戸病院3）		1,600円	
一般公舎第5号（一戸病院4）		1,600円	
一般公舎北第1号（一戸病院5）		1,600円	検討中

備考 「\*」を付したものは、監査基準日時点では売却又は取壊し予定であったが、本報告書作成時点では売却又は取壊し済である。

維持管理費が支出されている遊休財産は上記のとおりであり、中には有効活用又は処分の方針が作成されていないものも見受けられた。

遊休財産であっても一定の維持管理は必要であるが、無計画に維持管理費が支出され続けることは適当ではなく、有効活用又は処分の方針が作成された上で、その方針に基づいた維持管理が行われるべきである。

そこで、有効活用又は処分の方針が作成されていない遊休財産については方針を作成した上で、有効活用するとしたものは適切に維持管理するとともに、処分するとしたものは長期に維持管理費の支出が継続しないよう処分の実行に努められたい。

#### イ 財産管理制度について

##### (ア) 遊休財産の有効活用又は処分の方針を作成する機関について

知事部局等では、財産管理関係規定において個々の財産の所管機関及び分掌機関が定められ、それらの機関には相当の権限が付与されている。

しかし、財産の取得及び処分については当該財産の金額等に応じた決裁区分が明確になっているものの、財産が遊休となった場合、どの機関が有効活用又は処分の方針を作成するのかについては、必ずしも明確ではない。

取得、処分等の個別手続について決裁区分が明確にされていても、遊休となった場合に有効活用又は処分の方針が定められなければ、個別手続が開始されないまま長期間遊休状態が継続するおそれがある。

そこで、知事部局等の財産管理制度を所管する機関にあつては、どの機関が有効活用又は処分の方針を作成するものであるかを周知徹底するよう検討されたい。

##### (イ) 医療局における売却対象財産の管理について

医療局では、病院が分掌する遊休財産を売却する場合、入札等の売却事務は本庁で行う一方、当該財産の分掌は引き続き病院とし、売却が確定した後に本庁に分掌換えするという事務処理が行われている。

今回の監査では、売却手続中、本庁から病院に対して進捗状況等が情報提供されていないとする例及び病院から本庁に対して遊休財産の管理状況等が情報提供されていないとする例が見受けられた。

本庁と病院がそれぞれ有している関連情報を共有することは遊休財産の円滑な売却に資するものと考えられるので、遊休財産の売却手続中も本庁と病院の情報交換を積極的に行うよう検討されたい。

#### (2) 措置を講じた事項

##### ア 個別の遊休財産について

県有未利用資産等活用・処分方針【医療局】を平成23年7月1日付けで策定した。

##### (ア) 公舎について

公舎については、東日本大震災津波により被災し除却した公舎、また、それにより入居者が増えた公舎等一部公舎では有効活用されているものの、ほとんどの公舎では通勤圏の拡大や公舎の老朽化等のため今後も入居が見込まれない状況に

ある。

有効活用されていない資産のうち、岩手県が公用又は公共用として利用することが適当と認められる資産については、全庁的に情報を共有しながら有効活用を図ることとする。特に、財産の当初の目的を終えたものについても、その効率的活用等の観点から、他の用途への転用、整備予定の公共施設用地としての活用、今後見込まれる公共事業等における活用等、可能な限りの有効活用を図る。

また、地域振興の観点から地元市町村による活用を推進、又は、医療局の財源確保の観点から民間等への売却等の処分を積極的に推進する。

なお、借地上に立地する公舎のうち、入居者がなく、今後も入居が見込まれない物件については、速やかに土地所有者と協議を行い、建物の譲渡や解体による処分を行ったうえで賃貸借契約の解除を進めるよう各病院等を指導している。

#### (イ) 旧病院跡地について

旧病院跡地については、規模が大きく地域への影響の高い資産であることから、市町村と協議するなど個別に活用・処分方針を検討することとしている。

#### イ 財産管理制度について

遊休財産の有効活用又は処分の方針の作成については、県有未利用資産等活用・処分方針【医療局】に基づき行うこととする。

医療局における売却対象財産の管理については、従前より、入札募集する物件については、本庁から全病院に対し物件や入札実施日時等を予め通知し、入札や売却手続中においても、入札・売却物件の対象となっている病院には現地説明会の開催や売却手続の際に、応募状況や売却の進捗状況等を担当者に説明している。

また、公舎の管理状況等については、本庁から病院に対し、毎年度、未利用公舎用地状況調査（建物付きも含む。）及び公舎入居状況調査を実施するなど、定期的に管理状況等の報告を受けることとしており、今後も積極的な情報交換に努めることとする。